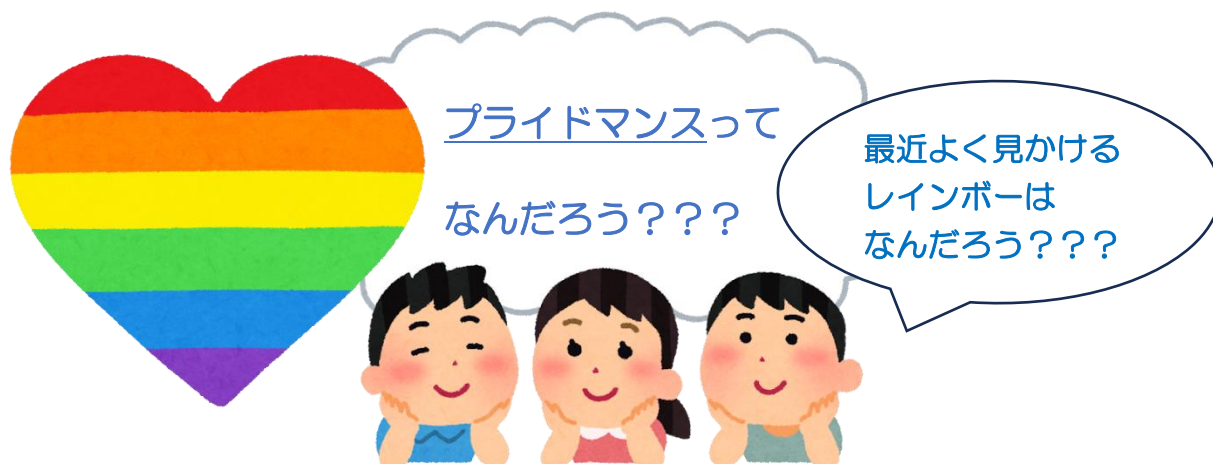




最近、プライドマンスという言葉を目にしたり、レインボーを見かけたりしませんでしたか？今回の記事では、プライドマンスやレインボーが関係する LGBTQ+について解説します。

「プライドマンス (Pride Month)」とは？

毎年6月は「プライドマンス (Pride Month)」とされ、世界各地でLGBTQ+の権利に関する様々なイベントが開催されています。これは、1969年6月28日に、アメリカ、ニューヨークの「ストーンウォール・イン (Stonewall Inn)」というゲイバーに、^{しゅるいびきよかほんばい}酒類無許可販売の捜査の名目で警官が立ち入ったことへの抵抗を発端として、3日間にわたる^{せいいてきしょうすうしや}性的少数者たちによる暴動(「ストーンウォールの反乱」)が起こったことに由来しています。この事件は、性的少数者による運動が活発化するきっかけとなり、翌年6月28日、ニューヨークでは、ストーンウォール事件1周年を記念してデモ行進が行われました。その行進は、プライドと呼ばれ、毎年^{こうれいか}恒例化していき、6月は、「プライドマンス」として世界中に^{にんち}認知されることとなりました。

そして、1978年に開催された「サンフランシスコ・ゲイ・フリーダム・デー・パレード」において、レインボーフラッグが使用され、以後、レインボーがLGBTQ+のシンボルとなりました。

当初は、性を表すピンク、生命を表すレッド、癒しを表すオレンジ、太陽を表すイエロー、自然を表すグリーン、芸術を表すターコイズ、調和を表すネイビー、精神を表すパープルの8色で構成されていましたが、LGBTQ+の運動の広まりとともに、当時の技術に照らして8色の大量印刷は困難であった(他の説もあります)ことから、ピンクとターコイズを除いた、現在の6色となりました。

「LGBTQ+」って??

ところで、そもそも「LGBTQ+」ってなんですか？LGBTQとは、「Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)」、「Gay (ゲイ、男性同性愛者)」、「Bisexual (バイセクシャル、両性愛者)」、「Transgender (トランスジェンダー、出生時に法的・社会的に割り当てられた性別や、その性別に期待されるあり方とは異なる性別で生きている人・生きたい人)」、「Queer (クイア、規範的な性のあり方以外のセクシャリ

ティ)」、「Questioning（クエスチョニング、自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めたくない人。典型的な女性・男性ではないと感じる人）」の頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す総称のひとつです。

LGBTQ のほかにも、Intersex（インターセックス、間性）、Asexual（アセクシュアル、無性愛）、Pansexual（パンセクシュアル、全性愛）、Kinky（キンキー、他の人とは違う特殊な性的嗜好をもっているとされる）といった様々なセクシュアリティが存在しているので、LGBTQ+という総称においては、+を付けることで、LGBTQ に該当しない、多様な性も含めて表現しています。日本においても、約 3%～10%の方が該当すると言われています。



日本における LGBTQ+に関する取り組み

• 同性婚訴訟

日本における LGBTQ+に関する代表的な取り組みとして、**同性婚訴訟**があります。

現在、日本では、民法や戸籍法に基づいて、同性婚、すなわち、同じ性別のカップルの結婚を認めない、という取扱いがされています。



日本では、憲法が基本的人権と呼ばれる、すべての人の権利を定めており¹、憲法に違反する法律は、効力がないものとされています。そして、憲法上、**24 条が婚姻の自由（個人が自由に結婚相手を選択し、また、結婚するかどうかを決定する権利を持つこと）を、13 条が幸福追求権（すべての国民が個人として尊重されること）を、14 条が平等権（すべての国民が平等であって、人種や性別等によって差別されてはいけないこと）を規定していることから、同性婚を認めない民法や戸籍法は、憲法のこれらの規定に違反していて、効力がないのではないかと、として争われています。**

現在、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡において訴訟が提起され、そのすべての高等裁判所において、同性婚を認めない民法及び戸籍法の規定は憲法の規定に反するとの判決がでているところであり、今後、最高裁による統一の判断がなされる見込みです。

• パートナーシップ制度

同性婚が法制化されていない日本において、同性カップルが、自治体にパートナーシップを宣誓し、法律婚と同様の行政サービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。各自治体が条例によって実施している制度であり、このような制度を導入している自治体は、年々増加しています。

近年は、プライドマンスを、LGBTQ+のみならず、LGBTQ+を含め、広く多様性について考えるための機会と捉えるケースもあります。みなさんも、すべての人が自分らしくいられる社会について考えてみませんか？

担当：田代 潤奈、平田 亜佳音、横山 優斗、北澤 誠己

¹ 第 6 号人権編①も参考にしてください。